

諮問案件及び資料

- ① 諮問案件 (P 1)
- ② ドライブレコーダー設置 詳細 (P 2)
- ③ 寒川町公用車ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する
規程(案) (P 3～7)
- ④ (参考)「交通事故処理事務」の登録簿の写し (P 8)

条例第8条第3項第5号の規定に基づく本人以外からの収集に関する諮問案件
 及び第4項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 28

所 管 課 等 名		施設再編課
個人 情報 取扱 事務	名 称	ドライブレコーダー管理運用事務
	目 的	公用車による交通事故発生時の責任の明確化のため。
	根 拠 法 令 等	寒川町公用車ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する規程
対象となる個人の類型		ドライブレコーダーにより記録された人
本人以外から収集する 個人情報の項目名		身体状況（容姿や音声）、車両番号等、事故の状況
収 集 先		公用車に設置しているドライブレコーダーのデータ
<p>本人以外から収集する理由（その必要性など）</p> <p>ドライブレコーダーは、車両が運行している間、車両の前後の状況を常時撮影し、事故が発生した場合には、事故発生の前後一定期間の画像や音声を自動的に保存する機器である。安全運転の励行及び事故発生時の責任の明確化に資することから、公用車に設置することを予定している。</p> <p>ドライブレコーダーに保存している映像（事故発生時の記録及び常時録画により上書きされるまでの記録）は、通行人の容姿や音声、車両番号等の情報を収集する可能性があり、そうした情報は個人情報に該当する。個人情報の収集は、本人に収集する目的を明示し、その同意を得て収集することが原則であるが、ドライブレコーダーにより記録される個人情報は、あらかじめ本人に説明して同意を得ることができないことから、本人以外からの収集と考えられ、審議会の意見を求めるものである。</p>		
<p>条例第8条第4項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない（理由）</p> <p>記録された容姿や音声、車両番号等の情報から特定の個人を識別できる可能性はあるが、そこから正確な通知先を把握することは不可能であると考えられるため。</p> <p>なお、実際に公用車に事故が発生した場合の個人情報の取扱いについては、個人情報取扱事務登録番号 0105020000-005 の交通事故処理事務にて対応する。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

【ドライブレコーダー設置 詳細】

種別	台数	機種
町長車	1	日本電気 MIRUMOeye DRC-31ST

種別	設置台数	12V車		24V車	
		台数	機種	台数	機種
共用車 (H31廃車分(1台)除く)	17	17	パイオニア ND-DVR40	0	/
課等配属車(※給油・ 修繕は施設再編課)	13	11		2	
課等配属車(※給油・ 修繕は各主管課)	4	4		0	/
消防本部・消防署配属車	10	5		5	
分団消防車	9	5		4	コムテック HDR-351H
計	53	42		11	

◆主な仕様

	日本電気MIRUMOeye DRC-31ST	パイオニアND-DVR40(12V車)	コムテックHDR-351H(24V車)
画素数	408万画素	200万画素	200万画素
録画可能時間	16GBで120分	8GBで70分	8GBで150分
画面の大きさ	3.0インチ	2.0インチ	2.7インチ
常時録画	○	○	○
Gセンサー	○	○	○
ノイズ軽減	○	○	○
HDR・WDR(白飛び補正機能など)	○	○	○
手動切替	○	○	○

寒川町訓令第 号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町公用車ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する規程を次のように定める。

平成 年 月 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町公用車ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における事故の責任の明確化を図るために町の公用車(寒川町庁用自動車管理規程(平成2年寒川町告示第28号)第3条第2項第1号から第3号までに規定する自動車をいう。以下同じ。)に設置する、ドライブレコーダー等(ドライブレコーダー、データ及び記録媒体をいう。以下同じ。)の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 公用車に設置し、周囲の映像及び音声を記録する機器をいう。
- (2) データ ドライブレコーダーにより電磁的記録媒体に記録された画像及び音声をいう。
- (3) 電磁的記録媒体 ドライブレコーダーに装着するメモリーカードをいう。

(個人情報の保護)

第3条 職員は、寒川町個人情報保護条例(平成11年寒川町条例第25号)に基づき、ドライブレコーダー等を管理し、及び運用しなければならない。

(統括管理責任者等)

第4条 ドライブレコーダー等の適正な管理及び運用を図るため、統括管理責任者及び管理責任者(以下「統括管理責任者等」という。)を置く。

2 統括管理責任者は総務部施設再編課長を、管理責任者は当該公用車を所管する課等の長をもって充てる。

(ドライブレコーダーの設定)

第5条 ドライブレコーダーの記録方法、記録画質その他の必要な設定は、統括管理

責任者が指定する。

(ドライブレコーダーの操作)

第6条 職員は、ドライブレコーダーが設置された公用車を運転するときは、当該ドライブレコーダーによる記録を中止してはならない。ただし、統括管理責任者が特に認めたときは、この限りでない。

(データの保存等)

第7条 データの保存は、電磁的記録媒体に行うものとする。

2 電磁的記録媒体に記録されたデータの保存期間は、当該電磁的記録媒体に記録されたときから当該電磁的記録媒体の記録上限を超えて自動で上書きされるまでの間とする。

(データの取だし)

第8条 電磁的記録媒体からのデータの取だしは、第10条の規定によりデータを利用しようするとき、第11条の規定によりデータを提供しようするとき又は統括管理責任者が特に必要と認めるときに限り、行うことができる。

2 前項の取だしをする場合は、管理責任者は、統括管理責任者に対し取だしを依頼するものとする。

3 前項の規定による依頼を受けた統括管理責任者は、当該依頼に係る取だしが適当であると認めるときは、指定した職員にデータの取だしを行わせるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、特に緊急にデータの取だしを行う必要があるときは、職員は、管理責任者の指示により、データの取だしを行うことができる。

5 前項の規定によりデータの取だしを行ったときは、当該管理責任者は、統括管理責任者にその旨を速やかに報告するとともに当該データを回付しなければならない。

(データの取扱い)

第9条 統括管理責任者等は、データの真正性を確保し、及びデータの不正利用を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) データを加工又は複製することなく撮影時の状態を保持できるようにすること。
- (2) 総括管理責任者等以外の者がデータを利用し、持ち出し、又は外部へ提供しないようにすること。
- (3) パスワード等により、データの漏えい、改ざん等不正に利用されないことがないようにすること。

(データの利用及び外部への提供)

第 10 条 データは、交通事故及びこれに類する事案(以下「交通事故等」という。)の状況又は原因を明らかにするために利用するとき若しくは法令に基づき利用するときを除き、これを利用してはならない。

第 11 条 データは、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、これを外部へ提供してはならない。

- (1) 交通事故等の状況又は原因を明らかにするために、その当事者若しくは当事者から委任を受けた代理人又は捜査機関から提供を求められたとき。
- (2) 法令に基づき提供を求められたとき。

2 総括管理責任者は、データを外部に提供したときは、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 提供年月日
- (2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名
- (3) 提供の目的及び理由
- (4) 提供したデータの内容

3 外部に提供するデータは、必要最小限度の範囲のものとし、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) データを適正に管理すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。

(3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかにデータを完全に消去する等の必要な措置を講ずること。

(データの消去)

第12条 第8条の規定により取り出されたデータは、保存の必要がなくなった場合は、直ちに消去しなければならない。

(委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。

個人情報取扱事務登録簿

~~120300-010~~

機関名	町長	部名	総務部	登録番号	120300-010
登録年月日	平成12年4月1日	開始年月日	年月日	変更年月日	年月日
登録主管課等	財政課 交通安全課 総務課 施設再編課				
所管課等	財政課 交通安全課 総務課 施設再編課				
個人情報取扱事務	名	交通事故処理事務			
	概	目的	公用車の事故処理のため		
	要	根拠法令等	寒川町庁用自動車管理規程		

個人情報記録から検索し得る個人の類型		事故者の個人情報				
使用する主な個人情報記録 (文書等の名称・件名)	1 事故報告書	2 示談書				
	3 請求書	4 予算要請書				
	5	6				
個人情報項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
	<input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 精神状況 <input type="checkbox"/> その他 () () ()	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他 () () ()	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 () () ()	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input checked="" type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 () () ()	<input checked="" type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input checked="" type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他 () () ()

個人情報を取り扱う目的: 事故処理事務をすすめるため

要配慮個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により被害を被った事実 <input type="checkbox"/> 法令で定める記述等	取扱根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 法令等の名称 <input type="checkbox"/> 審議会意見()	条例第6条
-------------	---	------	---	-------

個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 [根拠; 条例第8条第3項第 号() 該当] <input type="checkbox"/> 本町の他課 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他 ()	条例第8条
-----------------	--	-------

個人情報を利用する範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外 (課等名)	
-------------	--	--

個人情報を提供する範囲及び提供する項目名	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input checked="" type="checkbox"/> その他(神奈川県町村会) [項目名] 個人情報の項目名の全該当項目	条例第9条
----------------------	---	-------

電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> オンライン結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 (審議会意見 / <input type="checkbox"/> ただし書第 号該当) <input checked="" type="checkbox"/> 無	条例第10条
------------	---	--------

備考: 本所は全国町村会が主催する保険に加入している。提供先である神奈川県町村会は、全国町村会の支都である。